

2025年2月1日

豊島区バドミントン協会  
副会長  
総務部長

近藤 敏彦  
大橋 智美

## 2025年度豊島区バドミントン協会会員登録について

豊島区バドミントン協会規約第6条に基づき、2025年度豊島区バドミントン協会会員登録を下記のとおり受付致します。

- 登録基準** 次のいずれかに該当する人は、登録する事ができます。
  - ① 豊島区に在住している者
  - ② 豊島区に在勤、在学している者
  - ③ ①、②以外で、当協会以外から上部団体等に登録をしていない者（但し、18才未満の学生は除く）
  - ④ 40才以上で①、②、③以外の者（但し、個人戦のみ参加できます。）※①②は中学生以上とする  
※登録は、個人または、6名以上で構成する団体で登録することができます。
- 登録方法** 登録用紙に必要事項を記入の上、メールにて送信してください。
- 登録料**  
(年会費)

豊島区バドミントン協会	1000円
東京都バドミントン協会	800円
(公財)日本バドミントン協会	1000円
- 振込先** ゆうちょ銀行【店名】〇〇八【店番】008【貯金項目】普通貯金  
【口座番号】9461208【加入者名】豊島区バドミントン協会  
【記号番号】10040-94612081  
\*振込名は団体の場合は団体名でお振込みください。  
\*振込み料金(手数料)は各団体又は個人でご負担ください。
- 申込先** メールアドレス:touroku@toshima-badminton.jp  
※メール添付用のファイルは豊島区バドミントン協会のホームページよりコピーしてご利用ください。
- 申込期限** 2025年2月28日(金)
  - ① 豊島区で行われる5月31日までの試合に参加されたい方は2月28日までに登録が必要です。  
2025年4月には、クラブ対抗団体戦(女子)、春季区民大会を予定しております。
  - ② 東京都及び日本バドミントン協会主催の試合に参加されたい方は  
東京都又は東京都+日本の登録料を添えて2月28日までにご登録下さい。
- 協会理事** 協会理事は登録団体より、1名以上選出する(豊島区バドミントン協会規約第7条)  
団体登録申込書に必ずご記入ください。  
※ 協会理事は2024年度・2025年度の2年任期でお願い致しております。  
変更がない場合は記載不要です。
- 追加登録** 追加登録は4月から1月までの月末締めといたします。  
登録月の翌々月からの試合に参加できます。  
4月末までの追加登録 → 6/1以降の試合に参加できます。  
5月末までの追加登録 → 7/1以降の試合に参加できます。  
6月末までの追加登録 → 8/1以降の試合に参加できます。  
7月末までの追加登録 → 9/1以降の試合に参加できます。  
8月末までの追加登録 → 10/1以降の試合に参加できます。  
9月末までの追加登録 → 11/1以降の試合に参加できます。  
10月末までの追加登録 → 12/1以降の試合に参加できます。  
11月末までの追加登録 → 1/1以降の試合に参加できます。  
12月末までの追加登録 → 2/1以降の試合に参加できます。  
1月末までの追加登録 → 3/1以降の試合に参加できます。

9. 追加登録方法 登録用紙に必要事項を記入の上、メールにて送信してください。

振込先 ゆうちょ銀行【店名】〇〇八【店番】008【貯金項目】普通貯金  
【口座番号】9461208【加入者名】豊島区バドミントン協会  
【記号番号】10040-9461208 1

\* 振込名は団体の場合は団体名でお振込みください。

\* 振込み料金(手数料)は各団体又は個人でご負担ください。

申込先 メールアドレス:touroku@toshima-badminton.jp

※メール添付用のファイルは豊島区バドミントン協会のホームページより  
コピーしてご利用ください。

## 10. 注意事項

- ① 記入漏れ等の不備がある場合は受付出来ませんのでご注意ください。
- ② 団体登録は、登録基準を満たした6名以上で構成する団体で、  
主として豊島区内で活動している団体とします。  
6名未満では団体登録は出来ません。個人でご登録下さい。  
また、中学生のみの団体では、団体登録は出来ません。
- ③ 登録は1人1団体のみです。  
登録年度内の団体の移籍は認めません。  
団体に加入していない個人登録者は、  
年度途中でも、希望の団体に移籍する事が出来ます。
- ④ (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者の人は、  
級を必ず記入して下さい。
- ⑤ 指導員資格をお持ちの人は、等級を記載して下さい。
- ⑥ 東京都バドミントン協会主催の東京都支部対抗戦、東京都ダブルス大会、  
シングルス大会等に参加を予定している人は、豊島区と東京都の両方に  
登録が必要です。 \* 試合申し込みの際に登録番号が必要です。
- ⑦ (公財)日本バドミントン協会が主催の関東シニア大会、全日本社会人大会等に  
参加を予定している人、及び(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者  
の人は豊島区と東京都と(公財)日本のすべてに登録が必要です。  
\* 試合申し込みの際に登録番号が必要です。  
※追加登録にて東京都および(公財)日本に登録を希望される方は、  
登録料の他に手数料(振込み手数料等)をご負担いただく場合もあります。  
東京都および(公財)日本に登録を希望される方は、2月29日までに  
ご登録いただきますようお願いいたします。
- ⑧ 不正登録が発覚した場合には、原則的に個人の登録を抹消すると共に  
登録 団体に対しペナルティを科します。  
尚、登録料はお返しいたしません。
- ⑨ 協会登録者と協会未登録者とでは、大会参加費に差が生じる場合や  
協会登録者のみ参加できる大会もあります。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

豊島区バドミントン協会会員登録に関する個人情報については  
大会の運営にのみ使用いたします。